

令和7年度TIBにおける学生等コミュニティ形成に
係るコーディネート事業者への協定金支払における
評価方法及びK P Iの説明

令和7年2月

スタートアップ・国際金融都市戦略室

イノベーション推進部 スタートアップ推進課

1 協定金支払額の評価方法

TIBにおける学生等コミュニティ形成に係るコーディネート事業者（以下「本事業者」という。）は、応募時に協定金見積額（以下「基準額」という。）及びKPIの設定及びその設定方針の提示が必要です。協定金の支払に当たっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により、達成度合い等の事業の成果を総合的に評価します。

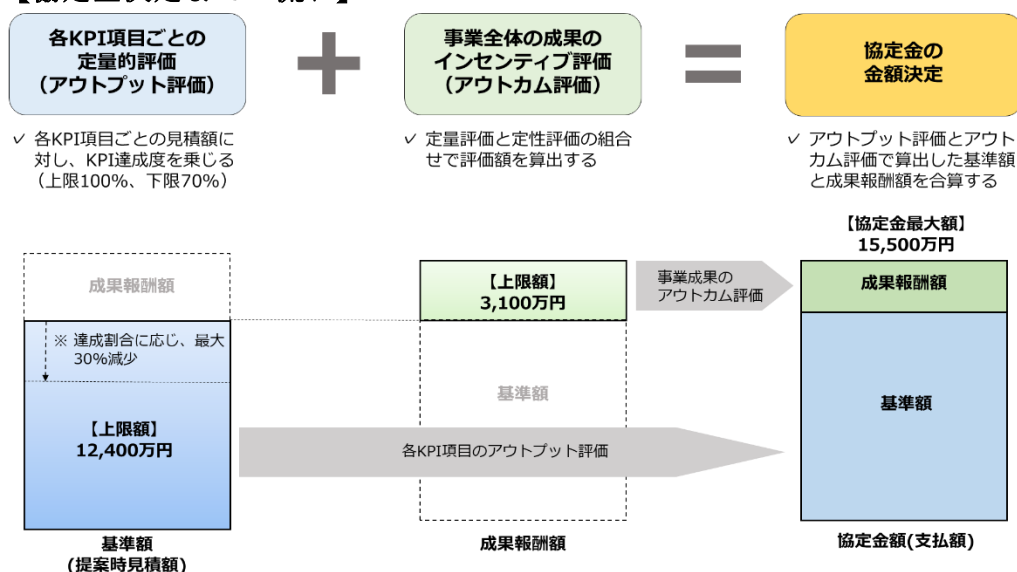
東京都（以下「都」という。）は、KPIの達成状況及び事業全体の成果を定量面・定性面の2つの観点から評価し、評価結果に応じた協定金の支払を行います。

KPIの達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後に行い、それに基づき、KPI評価委員会による事業全体の評価が行われ、協定金の支払金額が確定します。

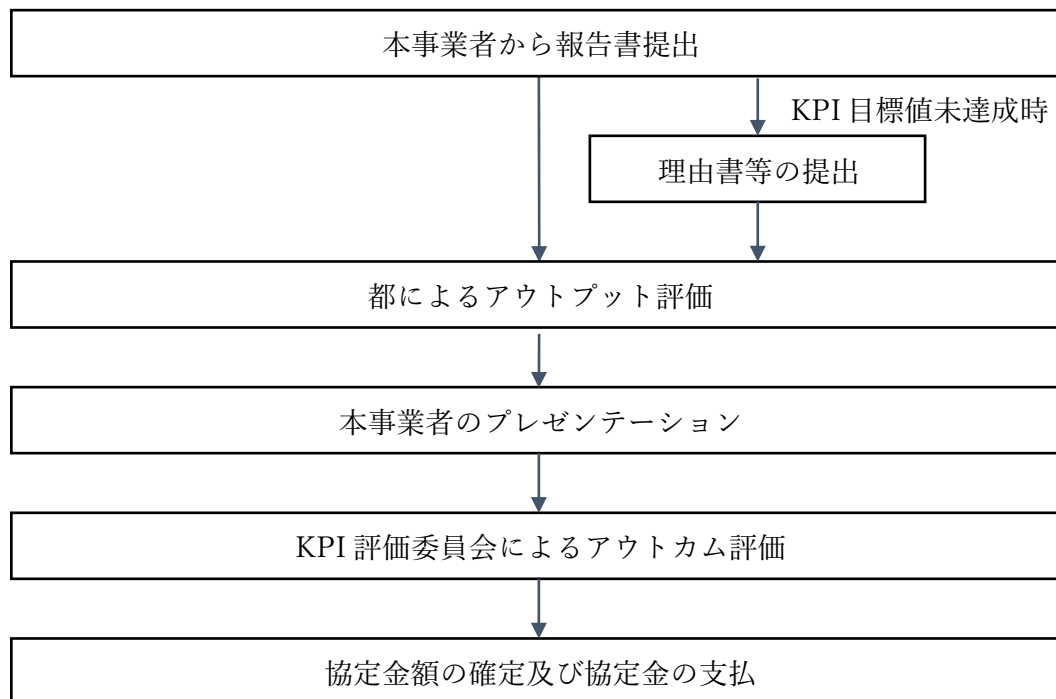
このような評価設計の中、本事業の目的達成や品質管理のために都で設定したKPI指標（必須項目）の数値目標と本事業者が独自に設定したKPI指標の数値目標（任意項目）を必達条件とし、都が一律に定量的評価（アウトプット評価）を行います。これらの数値目標を満たさない場合は、基準額から達成率に応じ、減額された基準額の支払になる場合があります。

次に、KPI評価委員会が定量・定性の両面からインセンティブ評価（アウトカム評価）を行い、本事業趣旨の実現を促進・加速させるような効果を創出したと判断された場合は、上記の基準額に加え、インセンティブ（成果報酬）が追加され、最大1億5,500万円が支払われます。上記に基づく評価結果と協定金支払額の紐づけ及び評価実施手順のイメージは以下のとおりです。

【協定金決定までの流れ】



【達成状況の確認方法】



2 KPI 評価について

(1) アウトプット評価

KPI 指標については、本事業の目的達成や品質管理を最低限保証する目的で都が定めた必須項目と本事業者が設定する任意項目に分けられます。応募時には、様式1「KPI 設定説明書」により提案してください。

定量評価では、公平性の観点から本事業者の達成度合いを統一した基準で計るため、KPI 項目ごとに数値目標及びそれらが達成されたと判断するための『達成』要件を設定しています。

本事業者は、事業報告時に事業報告書とともに各KPI達成状況を客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を提出する必要があります（各必須項目・任意項目の数値目標及び『達成』要件の詳細は、以下のア必須項目及びイ任意項目を御参照ください。）

これらのKPI指標が達成されない場合は、協定金の支払金額が基準額から減額となる可能性があります。

また、未達成の場合は、理由書を御提出いただきます。提出いただいた理由書等を基に、目標値に未達成となった背景・要因等をKPI評価委員会で検討し、最終的な評価額を決定します。

ア 必須項目

評価時において、必達条件となる K P I 項目等については以下のとおりです。

KPI 項目		数値目標	『達成』要件
必須	学生等計 900 名以上が参加するイベント等の TIB での実施	一式（回数は 4 回以上、150 名以上のイベントの回数は 2 回以上）	各イベントの開催報告書
	学生等の毎月 TIB 来場数 50 名以上のコミュニティ形成の取組	6 月以上	各イベントの開催報告書
	学生等 20 名規模がエコシステムプレイヤーと関わるイベント数	10 回以上 (計 300 名以上)	各イベントの開催報告書
	TIB 以外でのイベント数（民間等のイベントに参加することを含む）	4 回以上 (計 200 名以上)	各イベントの開催報告書
	国内外のスタートアップ支援拠点の訪問・連携	1 か所以上	訪問・連携に関する報告書

イ 任意項目

本事業者は、効率的・効果的な事業遂行のため独自の K P I 指標を設定・提示する必要があります。K P I 指標は下記の例を参照して設定・提案をしてください。

なお、評価項目や数値は必ずしも記載例にならう必要はありませんが、本事業目的に合致する K P I 指標を提案してください。

また、本事業をより効果的に実施する K P I 設計であると思料された場合は、インセンティブ評価における考慮事項となる可能性もあります。

例) NPS（ネットプロモータースコア） など

(2) アウトカム評価

インセンティブ評価時には、アウトプット評価以外に、K P I 評価委員会が持続性及び普及の観点から定性的な評価と、TIB に集う学生数等の定量的な成果から事業全体の評価とを行います。委員により、本事業趣旨を実現する効果を創出したと評価される場合、基準額に成果報酬額を加えた金額が協定金の支払額となります。

【定性的な評価の観点】
① 持続性：TIB が挑戦意欲のある学生等のコミュニティとして定着 本事業者による TIB 活用に向けた支援 等
② 普及：学生同士や学生とエコシステムプレイヤーとのつながりの拡大

学生等の裾野拡大に本事業が寄与したか 等
【定量的な評価の観点】
① 事業参加学生の次のステージへの挑戦数： 本事業に参加した学生等の起業に向けた活動の開始数 等

<成果報酬額算出方法>

定量的な評価の観点を「基礎点」、定性的な評価の観点を「加減点」として算出し、それぞれの合算により S から D までの 5 段階評価を行い、アウトカム評価に基づく成果報酬額を決定します。